

尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業

尼崎市では、不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、不育の検査に要する費用の一部を助成します。

対象者 (①～④全てに該当している方が対象)	① 尼崎市内に申請日現在、夫婦のいずれかが住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること ② 検査を行った期間の初日における妻の年齢が <u>43歳未満</u> であること ③ 夫婦そろって不妊の検査を受けた者（やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が <u>3ヶ月以内</u> の場合は可） ④ 今回の申請に係る検査について、他自治体からの助成を受けていないこと
助成内容	日本国内の医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用を対象とします。※検査の指定はありません。
助成額	検査に要した医療費7割に相当する額（上限額はありません）
申請期限	検査終了日から3ヶ月以内 ※前年度の経過措置として、令和6年度に検査を開始し令和7年度に検査が終了した方については、令和7年度（4月1日から翌年の3月31日まで）が申請期限となります。
助成回数	夫婦1組に1回限り
申請問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none">● 書面での申請の場合 尼崎市保健所健康増進課● オンライン申請の場合 下記申請関係書類③・④・⑤を準備の上、尼崎市オンライン申請ポータルサイトにアクセス・ログインし、オンライン申請を行ってください。 
申請書配布	健康増進課及び北部・南部地域保健課
申請関係書類	<ul style="list-style-type: none">① 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査（不妊ペア検査）助成事業 申請書② 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査（不妊ペア検査）助成事業 世帯調書③ 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査（不妊ペア検査）助成事業 受診等証明書 ※医療機関（主治医）の記入が必要です。④ 領収書の原本（受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの） (診療明細書があれば明細書の原本もお持ちください) .⑤ 振込先のわかる通帳もしくはキャッシュカード（申請書に記入したもの）⑥ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3ヶ月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。市で確認し、書類の提出を省略することができます。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です)⑦ 戸籍謄本【発行後3ヶ月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であること（続柄）が確認できない場合、または事実婚の場合) ※⑥・⑦は、市で確認し書類の提出を省略できる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
支給方法	申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給

（注）申請書類はボールペン等で記入してください。（鉛筆、消せるペン等では受付できません。）

【申請用紙の配布のみ】

北部保健福祉センター 北部地域保健課	南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階
南部保健福祉センター 南部地域保健課	竹谷町2-183 リベル5階

【尼崎市ホームページ】



申請受付・問い合わせ窓口 尼崎市保健所 健康増進課

電話 06-4869-3033 FAX 06-4869-3049

〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 JR立花駅前フェスタ立花南館5階